

基本施策1-3 介護サービスの質の確保

介護サービスの指定事業者に対する運営指導等により、健全な事業運営に努め、保険給付の適正化を図ります。

また、希望する介護サービス事業者へ、市が委嘱する介護サービス相談員を派遣し、介護サービス相談員が、介護サービスの利用者や家族の相談、不満や要望等を聴き、必要に応じて介護サービス事業者へ伝えることにより、サービスの改善や向上を図ります。

(1) 介護サービス事業者への指導

【担当部署：介護保険課】

《現状と課題》

市内に所在する指定事業者に対し、指定有効期間の6年に1回の頻度で運営指導を実施し、運営基準、人員基準、報酬内容等について確認しています。加えて、介護保険法改正の際などに、集団指導を実施しています。指導にあたっては、令和4年度から、オンラインを活用できることとしています。また、必要に応じ、本市所在の千葉県指定事業者や他市所在の本市指定事業者、介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者についても、千葉県や他市町村と協力し、指導や監査を実施しています。

介護支援専門員(ケアマネジャー)が作成したケアプランの点検(P.61)については、指導するにあたり、より専門的な指導体制が必要となっています。

運営指導・集団指導の実施状況(各年度末時点)

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
運営指導実施事業所数	10	10	16
(参考)運営指導の実施率(%)	11.1	11.2	17.6
(参考)運営指導対象事業所数	90	89	91
集団指導実施回数(回)	0	4	0

《今後の取り組みと目標》

本市指定の事業者に対する運営指導を指定の有効期間(6年間)内に1回以上実施します。指導担当職員を定期的に外部研修に参加させることで、専門的な知識の習得を図るとともに、介護サービスに関する事故情報を活用し、介護現場の安全性の確保・リスクマネジメントを推進します。また、集団指導も随時開催していきます。

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
運営指導実施事業所数	16	16	17
(参考)運営指導の実施率(%)	16.8	16.5	17.2
(参考)運営指導対象事業所数	95	97	99
集団指導実施回数(回)	1	1	1



(2)介護サービス相談員の派遣

【担当部署：介護保険課】

《現 状》

介護サービスを提供する事業所に対し、市の委嘱する「介護サービス相談員」を派遣していません。介護サービス相談員は、介護サービス事業所と市との橋渡し役となって、利用者等の疑問や不満、不安等の相談を受けるとともに、介護サービス相談員が気づいた点をサービス提供事業者に伝えることにより、サービスの質の向上を図っています。

また、介護サービス事業所、介護サービス相談員及び保険者の三者の意見交換を重ねて、サービスの質の改善につなげています。

介護サービス相談員は、コロナ禍に伴い令和2年2月から派遣を中止していましたが、令和5年度から再開し、2人を1組として、1事業所につき2か月から3か月に1回訪問しています。

なお、介護サービス相談員の受入れについては事業所の任意となっているため、すべての対象事業所への派遣はできていません。

介護サービス相談員の派遣状況（各年度末時点）

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
介護サービス相談員の派遣(人)	0	0	0
受入れ事業所数	0	0	0
介護サービス相談員の 訪問回数(延べ)(回)	0	0	0

《今後の取り組みと目標》

対象事業所すべてに介護サービス相談員を派遣できるよう、介護サービス事業所及び利用者に周知を図っていきます。

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
介護サービス相談員の派遣(人)	14	14	14
受入れ事業所数	80	83	85
介護サービス相談員の 訪問回数(延べ)(回)	672	672	672

基本施策1-4 介護給付の適正化

介護給付における適切なサービスの確保と費用の効率化を図るため、「介護給付費適正化事業」として、介護認定の適正化、ケアプランの点検等を実施します。

本市においては、点検等にかかる十分な職員体制を整えるとともに、専門的な知識の習得に努めます。

(1) 介護認定の適正化

【担当部署：介護保険課】

《現 状》

介護保険の認定申請者の増加に伴い、認定調査件数及び認定審査件数が増加しています。

このような状況の中でも、適切かつ公平な要介護認定を確保するため、国の要介護認定適正化事業の業務分析データを活用して分析を行うとともに、分析結果を認定調査員・認定審査会委員に対する研修等において共有しました。

介護保険認定申請の受付状況（各年度末時点）

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
受付件数(件)	4,504	7,133	8,387

研修参加者数（各年度末時点）

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
認定審査会委員現任者研修(人)	19	19	17
認定調査員現任者研修(人)	27	14	14

《今後の取り組みと目標》

引き続き、国の要介護認定適正化事業の業務分析データを活用して分析を行うとともに、分析結果を認定調査員・認定審査会委員に対する研修等において共有し、介護認定の平準化を図ります。

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
認定審査会委員現任者研修(人)	25	27	30
認定調査員現任者研修(人)	20	25	30



(2)ケアプランの点検

【担当部署：介護保険課】

《現 状》

居宅介護支援事業所等に対し定期的に運営指導を行い、ケアプランの点検を行っています。

介護給付費の実績から介護給付適正化を推進するため、審査支払業務を委託している国保連合会より介護給付費点検情報（医療情報と介護給付費の明細書の突合等）及びケアプラン分析の情報等の提供を受け、個別に点検を行っています。

また、訪問回数（生活援助）の多い訪問介護への対策として、提出されたケアプランについて、必要に応じて地域ケア会議等で事例検討を行うことになっています。

運営指導実施状況及びケアプラン点検数（各年度末時点）

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
運営指導実施事業所数（居宅介護支援事業所）	10	8	※ 2
ケアプラン点検件数（件）	322	257	217
集団指導実施回数（回）	1	0	0

※令和4年度の運営指導については、新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴い、これまで実施を控えてきた地域密着型サービス事業所への指導を優先したことから、居宅介護支援事業所への実施は2事業所にとどまりました。

《今後の取り組みと目標》

引き続き、居宅介護支援事業所等に対する運営指導において、ケアプランの点検及び事例検討を行っていきます。

また、集団指導の中で、主任介護支援専門員等によるケアプラン作成能力の向上を目的とした研修会等を実施し、サービスの質の向上と給付の適正化を図っていきます。

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
運営指導実施事業所数（居宅介護支援事業所）	7	7	7
ケアプラン点検件数（件）	200	200	200
集団指導実施回数（回）	1	1	1

(3)住宅改修等の点検

【担当部署:介護保険課】

《現 状》

住宅改修費の給付については、身体の状態から給付対象であるかどうか、改修内容が適正であるか等を改修前の事前申請により改修可否を判定し、工事終了後の事後申請の書類審査を経て給付しています。

住宅改修費の給付については、必ず改修前の申請を受け、詳細な工事の内訳書や写真等を添付することとし、工事内容が適正な改修であるかの点検を行います。改修後についても、写真等を添付することで、確認しています。

また、福祉用具の給付についても、給付対象であるかどうか、当該年度の支給限度額を超えていないか、同年度で同一種目の購入はないか等の点検を行っています。

《今後の取り組み》

引き続き、住宅改修費及び福祉用具の給付について、給付対象であるかどうか、内容が適正であるか等を厳正に審査します。

また、必要に応じて現地確認を行い、審査の過程で疑義が生じた場合は、建築専門職、リハビリテーション専門職などへ確認を依頼します。

(4)縦覧点検・医療情報との突合

【担当部署:介護保険課】

《現 状》

国保連合会の介護給付適正化システムより提供される介護給付費点検情報を活用し、提供されたサービスの整合性や算定回数・算定日、入院情報等を突合し、請求内容の誤りの早期発見、医療と介護の重複請求の確認等を行い、誤った請求を訂正するための過誤申請につなげています。

縦覧点検等の実施状況(各年度末時点)

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
縦覧点検実施率(%)	100	100	100
医療費突合実施率(%)	100	100	100

《今後の取り組みと目標》

引き続き、介護給付費点検情報を活用し、提供された情報を突合して、請求誤り等を早期に発見することなどによって、介護サービス事業者に対し適切にサービスを提供することを促すとともに、費用の効率化に努めていきます。

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
縦覧点検実施率(%)	100	100	100
医療費突合実施率(%)	100	100	100



(5)介護給付費通知の実施

【担当部署:介護保険課】

《現 状》

介護保険事業の適正な運営を図るため、介護保険サービスを利用した人に対し、3か月ごとにサービスの利用状況や費用の支払い状況を記載した給付費通知を送付し、介護保険給付費の適正な執行を図っています。

介護給付費通知については、発送後、内容についての問い合わせが多数あることから、一定の効果は得られていると捉えていますが、サービス利用者の増加に伴い、給付費通知件数が増加しています。

介護給付費通知報告書の通知状況(各年度末時点)

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
通知件数(件)	22,733	23,469	24,047

《今後の取り組み》

引き続き、介護サービス利用者に対し定期的に給付費通知を送付することで、サービスの利用状況、費用の支払い状況を提供し、介護保険制度への理解の一助とするとともに、介護給付費の適正な執行を図っていきます。

基本施策1-5 介護人材の確保・定着及び業務効率化に向けた対策

多くの介護サービス事業所がサービス提供を行う上で、マンパワー不足の悩みを抱えています。今後、高齢者が増加する一方、現役世代が減少していくため、介護人材の不足が懸念されています。このため、介護サービス事業所の負担軽減と業務効率化の観点から、介護分野の文書作成に係る負担軽減や要介護認定を遅滞なく適正に実施するための体制整備が求められています。

介護人材の確保は、介護サービスを安定的に提供するのに欠かせない重要課題であり、中長期的な視点からも確保につながるさまざまな支援策の充実に取り組んでいきます。

(1) 介護人材の確保・定着及び業務効率化に向けた対策

【担当部署：介護保険課、高齢者支援課】

《現状と課題》

介護予防・日常生活支援総合事業においては、平成30(2018)年度から人員基準などを緩和したサービスや住民主体によるサービスを開始し、それら多様な主体によるサービスの担い手を養成するため、市認定ヘルパー養成講座を実施し、受講者と事業所とのマッチング等を行いました。

しかしながら、多様な主体によるサービスの提供実績が少ない状況であり、今後、緩和した基準によるサービスや住民主体による支援について、充実させていく必要があります。

介護サービス事業所の介護人材の確保に対しては、国や千葉県から発せられる介護人材の確保・定着に向けた各種情報を介護サービス事業所に対して周知すること等に努めるとともに、介護職員初任者研修等の受講費用の一部を助成する等、介護人材不足の解消に向けた取り組みを実施しています。

介護サービス事業所の負担軽減の観点から検討されている介護分野に係る申請書類・手続き等については、指定申請様式の共通化や記載事項の簡素化を図りました。



《今後の取り組み》

国や千葉県から発せられる各種情報について、介護サービス事業所への周知に努めるとともに、介護職員初任者研修などの受講費用の一部を助成する等、介護人材不足の解消に向けた取り組みを実施していきます。

また、介護予防・日常生活支援総合事業においては、地域の高齢者の「通いの場」(P.130)や自主活動としてサービス活動を提供する住民団体、緩和した基準によるサービスを提供する事業所の創出に努めるとともに、市認定ヘルパーと事業所とのマッチング等を促進することで、介護サービスの安定的な確保を図ります。

介護サービス事業所の負担軽減については、厚生労働省の「電子申請・届出システム」や国民健康保険中央会の「ケアプランデータ連携システム」の利用を推進し、文書に係る負担軽減を図ります。

また、今後、ますます増加することが見込まれる要介護認定を遅滞なく適正に実施するため、手書きの申請書を読み取って入力処理を行う機能、いわゆるOCRの導入や、AIを活用した認定調査票の点検等、認定審査に係る事務の効率化を検討していきます。

さらに、介護認定審査会の簡素化を継続するほか、紙で郵送している審査会資料をデータ化し、タブレット等で閲覧可能にするなど、ICTの活用を検討していきます。

基本施策1-6 災害や感染症等への対策に係る支援体制

災害の発生や感染症の拡大等の非常時に備えるため、日頃からの介護サービス事業所との連携が重要です。

本市の「地域防災計画」及び「新型インフルエンザ等対策行動計画」との調和に配慮し、災害や感染症に備えた体制が介護サービス事業所で整備されるよう支援していきます。

(1) 災害に対する備えの促進

【担当部署：介護保険課、健康福祉政策課】

《現状と課題》

介護サービス事業所に対しては、国または千葉県から発せられる災害に関する通知文書を送付し、周知啓発しています。

水防法・土砂災害防止法に基づき、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設（特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム等）が円滑かつ迅速な避難の確保を図るために作成する「避難確保計画」について、策定が必要な対象施設の範囲（基準）を検討しました。

また、「習志野市地域防災計画」に基づき、避難生活の長期化に対応するため、災害時に一般の避難所で生活が困難な要配慮者が支障なく避難生活を送ることができる施設を福祉避難所として指定しています。福祉避難所を設置するまでの手順や設置した際の対応マニュアルに基づく避難所の開設・運営及び一般の避難所からの移送などを適切に行って参ります。

福祉避難所に指定されていない本市指定の介護サービス事業所についても、介護保険法に基づき、非常災害時に関する具体的計画を立てていることや、定期的に避難等の訓練を実施していることについて、運営指導を通して確認しています。

《今後の取り組み》

介護サービス事業所に対し、災害に関する情報などの周知啓発に努めるとともに、指定事業者に対しては、災害に関する具体的計画の作成状況等を確認し、災害の種類別に避難に要する時間や避難経路等の確認を行うよう促していきます。

水防法・土砂災害防止法に基づく浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に対しては、「避難確保計画」の作成及び避難訓練の実施を促していきます。

福祉避難所については、指定した施設との事前協議を進め、連携を深めます。



(2)感染症に対する備えの促進

【担当部署:介護保険課】

《現状と課題》

介護サービス事業所に対して、国または千葉県から発せられる感染症に関する通知文書や感染症に備える研修の案内等を送付するなど、感染症に対する周知啓発に努めています。

新型コロナウイルス感染症に関しては、市内の介護サービス事業所の置かれた状況を把握し、市内連携のもと、マスクや消毒液が不足している介護サービス事業所に対して、物資を提供しました。

今後も、本市指定の介護サービス事業所に対して、感染症の予防またはまん延防止のために必要な措置について、運営指導を通して確認していく必要があります。

《今後の取り組み》

引き続き、介護サービス事業所に対し、「新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づく対策の周知啓発に努めていきます。

また、本市指定の介護サービス事業所に対して、感染症の予防またはまん延防止のために必要な措置について、運営指導を通して促していきます。

第2章 基本目標2 安定した日常生活のサポート

基本目標2

基本施策2-1 高齢者相談センター（地域包括支援センター）の運営	
(1) 高齢者相談センターの運営	P.70
基本施策2-2 介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防・生活支援サービス事業）	
(1) 多様なサービスの担い手の創出	P.73
(2) 訪問型サービス（第1号訪問事業）の提供	P.74
(3) 通所型サービス（第1号通所事業）の提供	P.75
(4) 介護予防ケアマネジメントによる支援	P.76
基本施策2-3 医療と介護の連携体制の構築	
(1) 地域の医療・介護の資源の把握	P.77
(2) 在宅医療・介護連携の課題の抽出	P.78
(3) 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進	P.78
(4) 医療・介護関係者の情報共有の支援	P.79
(5) 在宅医療・介護関係者に関する相談支援	P.79
(6) 医療・介護関係者の研修	P.80
(7) 地域住民への普及啓発	P.80
基本施策2-4 認知症施策の推進	
(1) 認知症の人が暮らしやすいまちづくり	P.82
(2) 認知症高齢者介護相談の開催	P.83
(3) 認知症地域支援の推進	P.84
基本施策2-5 高齢者の見守り	
(1) 緊急通報システムや地域での高齢者の見守り	P.88
(2) 災害時における避難支援	P.89
基本施策2-6 高齢者の権利擁護	
(1) 高齢者の権利擁護	P.90
(2) 消費者被害の防止	P.91
(3) 成年後見制度の利用支援	P.92
(4) 福祉サービスの利用援助	P.94
基本施策2-7 高齢者が利用できる福祉サービス	
(1) 日常生活を支援するための事業	P.95
(2) 高齢者への助成制度	P.98



基本施策2-1 高齢者相談センター(地域包括支援センター)の運営

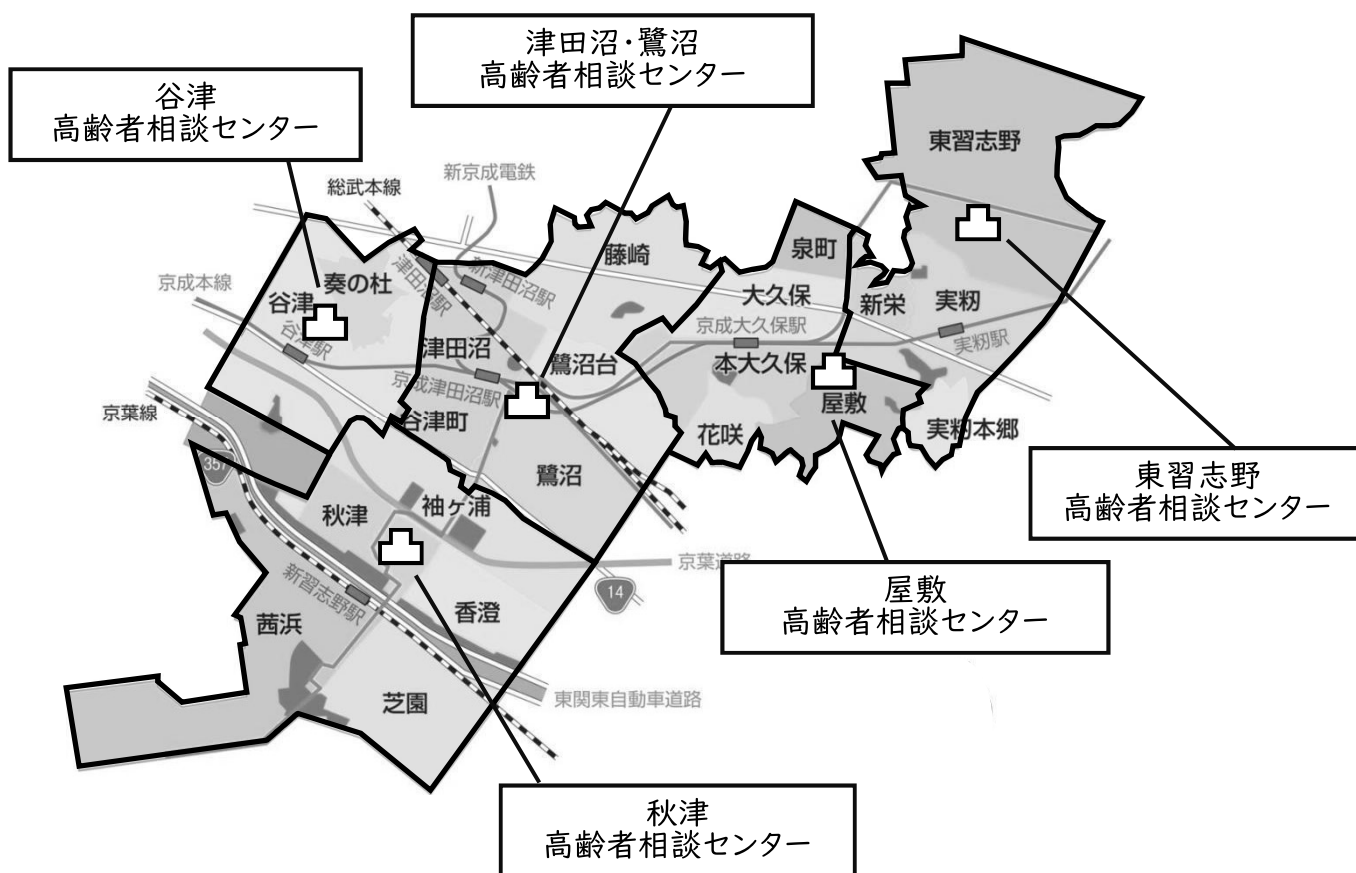
本市では、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、各地域の身近な相談窓口として、日常生活圏域ごとに1か所ずつ高齢者相談センター(地域包括支援センター)を設置しています。

高齢者相談センターでは、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職が連携し、どのような支援が必要かを把握した上で、適切な保健・医療・福祉サービスや地域の支え合い活動等のあらゆる社会資源による支援につなげ、心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行います。

また、地域の保健・医療・福祉等の関係機関・関係者や地域住民との連携を高め、ネットワークの構築を進めます。これを実現するため、各高齢者相談センターに「認知症地域支援推進員」(p.84)及び「第2層生活支援コーディネーター」(p.116)を配置しています。

※本市では、地域包括支援センターについて、気軽に相談できる場となるよう「高齢者相談センター」という名称としています。

高齢者相談センターの設置状況



(1)高齡者相談センターの運営

【担当部署:高齡者支援課】

《現状と課題》

本市では、高齡者相談センターの運営を社会福祉法人に業務を委託し、高齡者本人やその家族(ヤングケアラーを含む)、地域の高齡者に関する困りごとに対応する総合相談業務を中心として、地域の介護支援専門員(ケアマネジャー)への支援や、介護予防や生活支援サービス等の利用にかかる支援、給付管理等のマネジメント業務等を行っています。

また、在宅医療・介護連携推進事業、認知症総合支援事業、生活支援体制整備事業、地域ケア会議等も行い、高齡者相談センターの機能の拡大・充実を図っています。

しかし、複雑化・多様化する高齡者問題に対応するためには、さらなる専門性の確保や多方面での連携が必要です。

併せて、高齡者相談センターでは、地域包括ケアシステムの構築のために中核的機関として取り組んでいますが、引き続き、これまで蓄積されたネットワーク体制を強化し、地域課題に対応した取り組みや情報発信ができる運営が求められています。

総合相談支援業務(手段別の相談状況)(各年度末時点)

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
電話相談(延べ)(件)	9,179	13,031	13,584
所内相談(延べ)(件)	1,800	2,201	2,454
訪問相談(延べ)(件)	3,213	4,082	4,266
合計	14,192	19,314	20,304



《今後の取り組み》

引き続き、高齢者相談センターの運営に必要な人員体制の整備と併せて、総合相談支援機能を活用し、認知症高齢者の家族、ヤングケアラー等、家族介護者支援に取り組みます。また、関係機関との連携を図り、高齢者相談センターを中心に地域の自主団体活動の立上げや運営支援等、地域課題に対応した取り組みを行います。

高齢者相談センターの質の向上を図るため、介護保険法で義務づけられた事業評価について、本市が重点的に取り組んできた「高齢者相談センターによる自己評価」や「市による事業評価」、より客観的に評価を行う「第三者評価（外部評価）」を定期的を実施し、高齢者に対する相談の専門機関として、機能の充実を図ります。

業務の一つである「地域ケア会議」については、地域住民を含めた多様な関係者の参加を推進し、高齢者への適切な支援や地域で自立した生活を営むための検討を「個別会議」及び「圏域会議」として行います（P. 119）。

生活支援体制整備事業では、第2層生活支援コーディネーターを中心に協議体を運営し、地域資源の調整や新たな資源開発から地域づくりへとつながる具体的な検討を行い、高齢者の介護予防・生活支援サービスの提供体制の整備を推進します。

認知症総合支援事業では、認知症地域支援推進員を中心に地域での交流の場の開催や、認知症初期集中支援チームとの連携による認知症の地域支援体制の構築に取り組みます。

これらの事業や地域のニーズに合わせた情報の発信、機関紙の発行を積極的に行う等、地域における高齢者支援のネットワークづくりの強化に取り組みます。

高齢者相談センターの行う業務

包括的支援事業	①総合相談支援業務	保健師や看護師、社会福祉士、主任介護支援専門員がさまざまな相談（認知症高齢者の家族、ヤングケアラー等）に応じ、適切な保健・医療・福祉サービス及び地域の支え合い活動等のあらゆる社会資源につなげる等の支援を行っています。
	②権利擁護業務	高齢者等からの、虐待、成年後見制度、消費者被害等の相談に応じるとともに、内容の周知・被害防止の啓発に努めています。対応にあたっては、市役所担当課、成年後見センター、消費生活センターと連携して業務にあたっています。
	③包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	介護支援専門員と地域の関係機関との連携・協働体制の整備やネットワークづくりを支援しています。 また、随時、支援困難事例やサービス計画作成技術等の介護支援専門員への個別指導や相談を行っています。
	④介護予防ケアマネジメント業務	事業対象者及び要支援1、2の人に対して、介護予防・日常生活支援を目的に、適切な介護予防・生活支援サービスが効果的に提供されるようケアプランを作成し、定期的なモニタリングにより業務評価・課題分析を行い、必要に応じてプランの変更を実施しています。
	⑤在宅医療・介護連携推進事業	切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築を推進するための業務を市と協議しながら行っています。
	⑥生活支援体制整備事業	生活支援サービスに関する地域のニーズ把握、地域資源の把握に努め、高齢者等の地域住民による多様な生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進する業務を市と連携して行っています。
	⑦認知症総合支援事業	認知症の早期における症状の悪化の防止のための支援、その他認知症である又はその疑いがある人や介護者・家族に対する総合的な支援を行います。 また、地域での交流の場や「認知症サポーター養成講座」も開催しています。
多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築	多職種協働による「地域包括支援ネットワーク」を構築し、介護サービスに限らず、地域の保健・医療・福祉サービスやNPO法人、ボランティアによるインフォーマルサービス等のさまざまな社会資源と連携できる環境整備を行っています。	
地域ケア会議の開催	個別ケースの支援内容の検討を通じて、介護支援専門員の高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの支援、高齢者の実態把握や課題解決のための地域包括ケアシステムの構築、地域課題の把握に努めています。	
指定介護予防支援業務	介護保険における予防給付の対象となる要支援者が、介護予防サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、その心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、介護予防サービス計画を作成するとともに、当該介護予防サービス計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者等の関係機関と連絡調整等を行っています。	



基本施策 2-2 介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防・生活支援サービス事業）

「介護予防・日常生活支援総合事業（以下、総合事業）」においては、要支援者（買い物等身の回りの世話の一部に見守りや手助けを必要とするような高齢者）等が、それぞれの状態に応じて必要とするサービスを選択できることを目指しています。また、地域においては自分ができることを支援者として行うこと等により、自立した日常生活を送り続けられるようにすることを目指しています。

総合事業の「介護予防・生活支援サービス事業」には、訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービスがあり、これらのサービスは、総合事業開始以前の介護予防訪問介護（ホームヘルプ）や介護予防通所介護（デイサービス）と同等のサービス（以下、「従前相当サービス」）のほかにも、人員基準などを緩和したサービス（サービスA）や、住民が主体となって行う日常生活の支援サービス（サービスB）、保健・医療の専門職による短期間のサービス（サービスC）等、さまざまな形態で提供することが可能となっています。

総合事業のサービス提供と併せて、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実させることで、地域の支え合い体制づくりを推進していきます。

(1) 多様なサービスの担い手の創出

【担当部署：高齢者支援課】

《現状と課題》

第8期計画においても、従前相当サービスや通所型短期集中予防サービスに加え、人員基準等を緩和したサービスや、住民主体によるサービスの提供の取り組みを継続して実施しました。

また、それら多様な主体によるサービスの担い手を養成する研修を実施し、実習等を通じて受講者と事業所とのマッチング等を行いました。

しかし、多様な主体によるサービスの提供実績が少なく、緩和した基準によるサービスや住民主体によるサービスについて、充実させていく必要があります。

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
多様な主体によるサービスの担い手を養成する研修 受講者と事業所とのマッチング(回)	0	2	2

※令和2年度については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。

《今後の取り組みと目標》

引き続き、地域の高齢者の「通いの場」(P.130)や自主活動としてサービス活動を提供する住民団体、緩和した基準によるサービスを提供する事業所の創出に努めます。

また、担い手を養成する研修の受講者と事業所とのマッチング等を実習等を通じて行うことにより、緩和した基準によるサービスの担い手等を確保し、十分な量・質のサービスを提供することを目指します。

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
多様な主体によるサービスの担い手を養成する研修 受講者と事業所とのマッチング(回)	2	2	2

(2)訪問型サービス(第1号訪問事業)の提供

【担当部署:高齢者支援課】

《現 状》

自宅を訪問し、身体介護や生活援助を行う以下のサービスを提供しています。

○介護予防訪問型サービス(従前相当サービス)

訪問介護員による身体介護や生活援助といった、従前の介護予防訪問介護(ホームヘルプ)相当のサービス

○生活援助訪問型サービス(サービスA)

訪問介護員や市認定ヘルパーによる生活援助等のサービス

○住民主体による訪問型サービス(サービスB)

住民主体の自主活動として行う生活援助等のサービス

○専門職による訪問型短期集中予防サービス(サービスC)

令和5年6月現在、導入を検討中(…掲載未確定)

サービスの提供状況(各年度末時点)

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
介護予防訪問型サービス(延べ)(人)	4,319	4,268	3,973
生活援助訪問型サービス(延べ)(人)	24	26	25
住民主体による訪問型サービスを 提供する団体数	0	0	0

《今後の取り組み》

引き続き、サービスを提供します(サービスの見込み量はP.162、163)。

住民主体の訪問型サービス提供団体の創出のため、担い手となり得る住民等との協議を進めます。



(3)通所型サービス(第1号通所事業)の提供

【担当部署:高齢者支援課】

《現 状》

介護サービス事業所または体操や運動、趣味活動等を行う地域の高齢者の「通いの場」(P.130)等の活用も視野に入れた生活機能向上のための機能訓練、レクリエーション、入浴等を行う以下のサービスを提供しています。

○介護予防通所型サービス(従前相当サービス) 生活機能向上のための機能訓練等、従前の介護予防通所介護(デイサービス)相当のサービス
○運動機能向上ミニデイ型サービス、介護予防ミニデイ型サービス(サービスA) 緩和した人員基準等による運動・レクリエーション等のサービス
○住民主体による通所型サービス(サービスB) 地域の高齢者の「通いの場」を活用したサービス
○通所型短期集中予防サービス(サービスC) 生活機能を改善するための運動器の機能向上のプログラムを一定期間集中的に提供するサービス

サービスの提供状況(各年度末時点)

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
介護予防通所型サービス(延べ)(人)	6,320	6,227	6,305
運動機能向上ミニデイ型サービス、 介護予防ミニデイ型サービス(延べ)(人)	96	82	63
住民主体による通所型サービスを 提供する団体数	0	0	0
通所型短期集中予防サービス(人)	22	36	37

《今後の取り組み》

引き続き、サービスを提供します(サービスの見込み量はP.164、165)。

住民主体の通所型サービス提供団体の創出のため、担い手となり得る住民等との協議を進めます。

(4)介護予防ケアマネジメントによる支援

【担当部署:高齢者支援課】

《現 状》

介護予防ケアマネジメントは、高齢者相談センターまたは同センターから委託を受けた居宅介護支援事業所で実施しています。

介護予防の目的である「高齢者が要介護状態になることをできる限り防ぐ」、「要支援・要介護状態になっても状態がそれ以上に悪化しないようにする」ために、要支援者等の状態に応じたサービスが一体的かつ効率的に提供されるよう、ケアプランの作成等を通して支援しています。

ケアマネジメントの実施状況(各年度末時点)

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
ケアマネジメント実施数(延べ)(人)	6,537	6,247	6,198

《今後の取り組み》

引き続き、サービスの利用希望者が適切にサービスを利用できるよう支援します(サービスの見込み量はP.166)。



基本施策2-3 医療と介護の連携体制の構築

本市では、「在宅医療・介護連携推進事業」において、高齢者が疾患を抱えても、自宅等の住み慣れた生活の場で療養し、生活を続けられるようにすることを目指しています。

地域の医療・介護関係者の顔の見える関係構築のため、医療・介護関係の職能団体で構成する習志野在宅医療・介護連携ネットワーク（通称：「あじさいネットワーク」）を組織し、本市の医師会、歯科医師会、薬剤師会及び訪問看護協議会等を対象に実施したアンケート調査と分析に基づいて、在宅医療・介護連携の課題の抽出を行い、そこから導いた重点項目への対応策の検討等の活動を行っています。

また、近隣市とも情報交換し連携を図っています。

<重点項目>

- I. 関係者の負担解消策の検討
- II. 専門職を支える相談体制の構築
- III. 在宅医療と在宅介護の切れ目ない提供を目指した、情報共有体制の強化
- IV. 家族の介護負担の軽減を目指した、介護サービス活用のための情報の充実

あじさいネットワーク構成団体：

習志野市医師会、習志野市歯科医師会、習志野市薬剤師会、
習志野市訪問看護協議会、習志野連携の会、習志野市ケアマネ連絡会、
習志野市リハビリテーション協議会、習志野保健所、エーザイ株式会社、
高齢者相談センター、習志野市高齢者支援課（事務局）

(1)地域の医療・介護の資源の把握

【担当部署：高齢者支援課】

《現状》

市内の医療・介護の資源として、医療関係機関や介護サービス事業所に関する情報を把握し、市民をはじめ、医療・介護関係者に周知しています。

在宅医療に関する情報を収集した専門職向けの相談先ガイドを、毎年更新し、医療・介護関係者に周知しています。

《今後の取り組み》

国の地域包括ケア「見える化」システムや、ちば医療なび等の市以外による情報サービスを活用しながら、個別の医療関係機関や介護サービス事業所の役割等の連携にあたって必要な情報の収集と関係者間での共有を図ることで、重点項目Ⅱ、Ⅲ、Ⅳの実現を目指します。

また、国や千葉県から提供される在宅医療・介護に関するデータを分析することで、医療関係機関や介護サービス事業所の資源量とサービスの必要量の現状把握に努めていきます。

(2)在宅医療・介護連携の課題の抽出

【担当部署：高齢者支援課】

《現 状》

重点項目に対する対応策の検討のため、「あじさいネットワーク」にて課題の抽出を行い、それに伴う部会を開催しています。

《今後の取り組み》

引き続き、あじさいネットワークにおける意識の共有を図りつつ、課題への対応策の検討を進めます。

(3)切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進

【担当部署：高齢者支援課】

《現 状》

在宅医療については、一部の医療機関、歯科医療機関、薬局、訪問看護事業所により、訪問診療等が提供されています（下表「市内で在宅医療を提供する医療関係機関数」参照）。

また、地域の医療機関の医療ソーシャルワーカーによる団体で、あじさいネットワークにも参画している「習志野連携の会」では、退院支援に重点を置いた連携についての勉強会等が開催されています。

令和元（2019）年10月に習志野市医師会が中心となり発足した「入退院支援推進委員会」には、本市も構成団体として参画しています。

市内で在宅医療を提供する医療関係機関数（令和5（2023）年6月時点）

日常生活圏域	医 科	歯 科	薬 局	訪問看護
谷 津	8	13	12	2
秋 津	4	4	2	1
津田沼・鷺沼	7	9	15	2
屋 敷	5	7	11	3
東習志野	4	7	4	3
合 計	28	40	44	11

（資料）ちば医療ナビ 千葉県医療情報システム

《今後の取り組み》

在宅医療における医師等の時間的拘束といった負担は、切れ目のない在宅医療の提供体制を構築する上で大きな障壁となっていますが、あじさいネットワークにおいて、在宅医療・介護の最前線で携わる多職種間にて現実的な解決策について検討を行い、重点項目Ⅰの実現を目指します。

また、入退院支援推進委員会に参画することで、既存の連携ツールやルールを整理し、重点項目Ⅲの実現を目指します。



(4)医療・介護関係者の情報共有の支援

【担当部署:高齢者支援課】

《現 状》

あじさいネットワークでは、千葉県の地域連携シートや医師会が運用しているICTシステムの活用のほか、地域から病院への書類の提出先等をまとめた専門職向けの相談窓口ガイドを作成し、医療・介護関係者の円滑な情報共有を支援しています。

また、習志野市及び船橋市に加えて、各市の医師会と医療・介護の関係者が、心臓病をもつ住民の健康保持・増進のために組織した「船橋習志野心不全連携協議会」に参加しています。

《今後の取り組み》

医師会を中心として利用しているICTシステムに限らず、千葉県やその他の民間組織が開発・活用を勧めているツールの情報も把握する等、あじさいネットワークにおいて、多職種・多機関における情報共有のあり方を検討することで、効果的・効率的な情報共有に必要な支援を実施し、重点項目Ⅲの実現を目指します。

また、在宅での看取りや入退院時などに活用できるような情報共有ツールの作成・活用に取り組めます。

(5)在宅医療・介護関係者に関する相談支援

【担当部署:高齢者支援課】

《現 状》

在宅医療・介護連携の推進にあたっては、地域の医療・介護関係者からの相談にも対応することが求められており、それが結果として、本人やその家族が在宅で安心して住み慣れた地域で暮らしていくことにつながります。このような相談は、医療・介護連携の総合相談窓口として、高齢者相談センターが応じています。

また、市内の総合病院では、医療ソーシャルワーカーが退院後の在宅生活に向けた相談や支援を行っています。

医療関係者と介護関係者の連携調整や地域資源の紹介がよりスムーズに行えるように、専門職向けの相談先ガイドを配布しています。

《今後の取り組みと目標》

医療関係者と介護関係者に分かりやすいように相談先ガイドの情報を更新していき、重点項目Ⅱの実現を目指します。

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
高齢者等実態調査で、 高齢者相談センターが果たしている役割を 「多職種連携マネジメント」と回答した 事業者の割合(%)	—	25.0	—